

第四次草加市教育振興基本計画

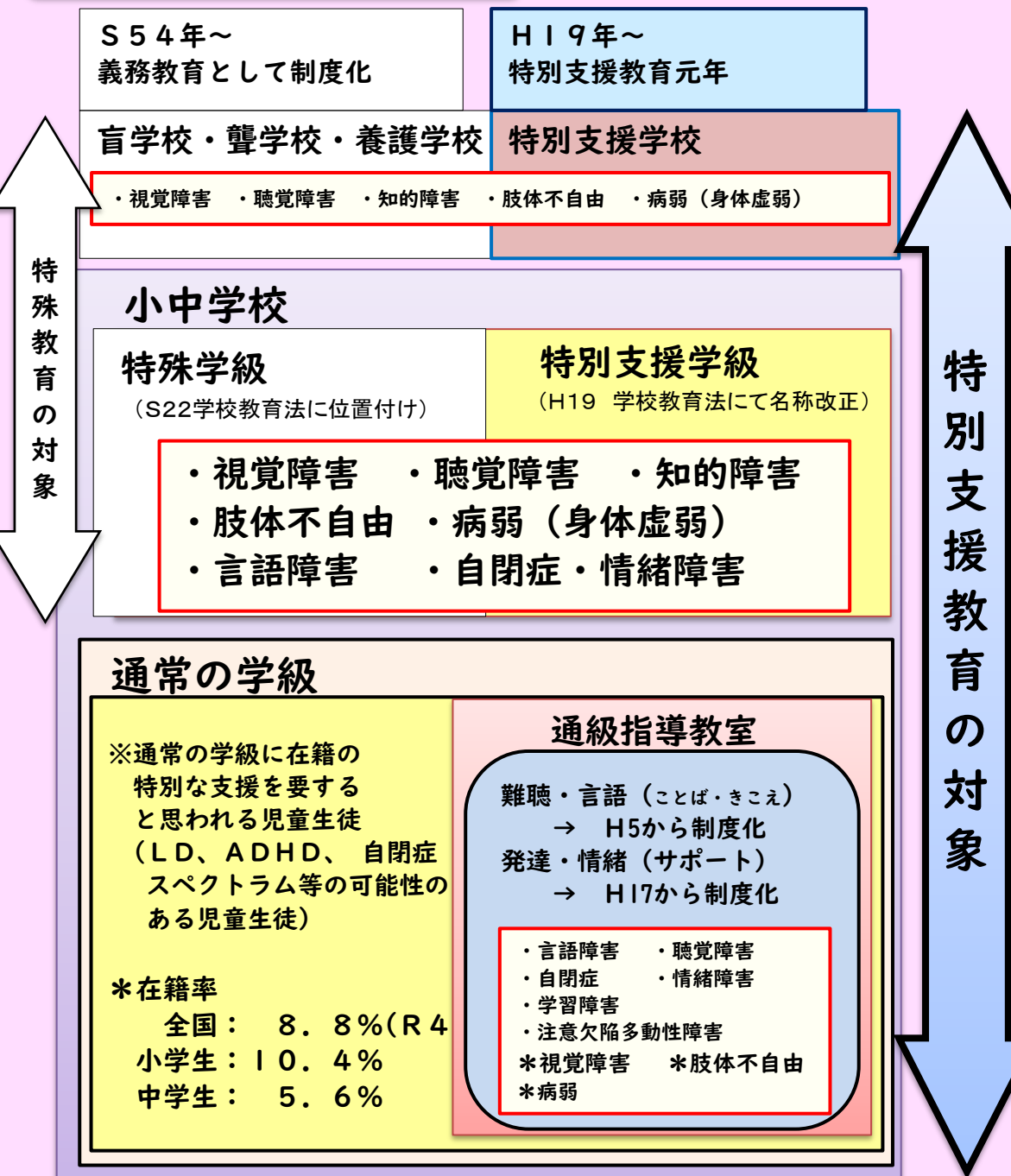
『共生社会』の形成に向けた『インクルーシブ教育システム』の構築のための 特別支援教育グランドデザイン

「インクルーシブ教育システム」
障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするための、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組み。多様な学びの場の整備や合理的配慮の提供等が必要。

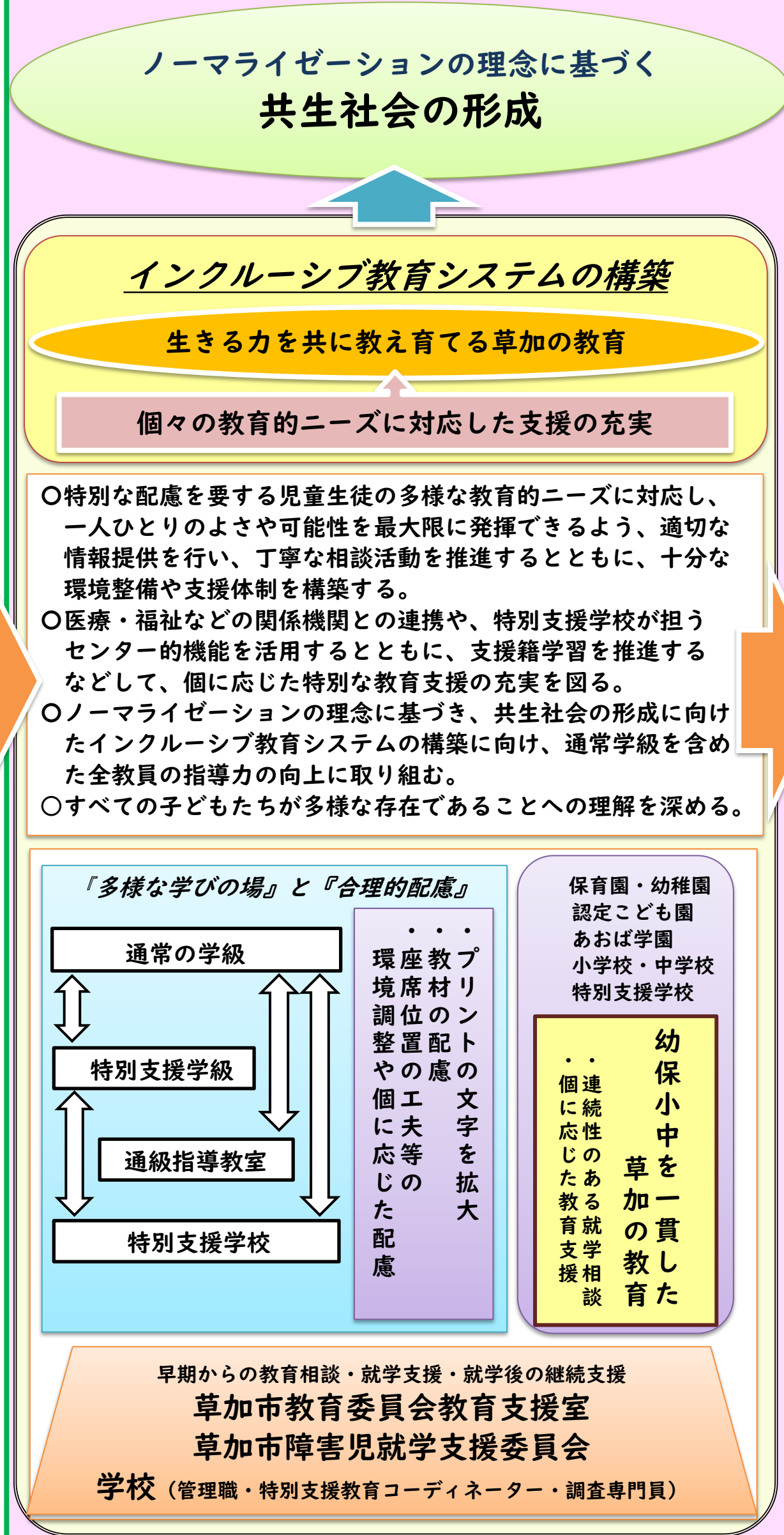
特別支援教育の現状

「障害者の権利に関する条約」 H19 署名 H26.1 批准
・インクルーシブ教育システムの確保 ・個人に必要な合理的配慮の提供
「学校教育法」 H19.4 改正
・発達障害も含め、すべての学校で特別支援教育を実施
・特別支援学校の地域におけるセンター的機能
「障害者基本法」 H23.8 改正
・可能な限り、障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮
中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」 H24.7 報告
・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、多様な学びの場を整備することが重要
「障害者差別解消法」 H28.4 施行
・不当な差別的取り扱いの禁止 ・合理的配慮の不提供の禁止
中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」 R3.1 答申
・新時代の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方の提示
「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」 R3.9 施行
・国や地方自治体による医療的ケア児の支援の実施
障害者権利委員会（国連） R4.9 勧告

特別支援教育対象者概念図



施策の方向



施策の実際

1. 支援体制の充実

(1) 特別支援学級等の整備

	R元	R2	R3	R4	R5
学級数	68学級	71学級	77学級	79学級	87学級
在籍数	296人	322人	359人	411人	453人
支援員数	29人	29人	29人	28人	29人
設置率(%)	100	100	100	100	100

(2) 特別支援教育指導員の派遣
全小中学校、年間140日訪問し、特別支援学級担当者等への指導

(3) 臨床心理士等の配置
発達に関する相談…ことば、知的発達、情緒、就学に関する相談

(4) 巡回相談
臨床心理専門家、指導主事が全小中学校を巡回
通常学級に在籍する発達に課題があると思われる児童生徒への支援

(5) 特別支援教室児童担当指導員の派遣
通常学級に在籍し、発達に課題があると思われる児童の、特別な教育的ニーズに合った直接的な支援

(6) 看護師の派遣
医療的ケアが必要な児童生徒の直接的な支援

(7) 特別支援教育就学奨励費の補助
学校教育法施行令第22条の3に規定された障がいの程度に該当又は、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するための必要経費の補助

2. 多様な学びの場の整備

(1) 通常の学級の充実
特別支援学級の弾力的な活用
通常学級に在籍する発達に課題があると思われる児童生徒の支援の充実
ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・環境づくりの充実

(2) 交流及び共同学習の充実
障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流・共同学習の推進
一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実

(3) 通級指導教室の充実
「サポート教室」及び「ことば・きこえの教室」の効果的な支援体制の充実

(4) 県立特別支援学校との連携・支援籍学習の推進
特別支援学校のセンター的機能についての周知、積極的な連携
「支援籍学習」の推進

3. 研修の充実

(1) 校内研修の推進
すべての教職員の指導力向上に向け、特別支援教育に関する校内研修を年間計画へ位置づけ

(2) 研修内容の充実
通常学級担任者を対象とした特別支援教育研修会を年間6回実施
特別支援学級新担任者かつ臨時的任用者を対象とした研修会を年間5回実施
特別支援教育担当者の育成のため、校内研修へ指導者派遣